

○追加する加点項目

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号により被災された中小企業者等。
ただし、市町村により罹災証明書が発行されていることが必要。

○補助対象経費の要件緩和

これまで、交付決定を受けた日以降に事業着手(契約・発注)したものを対象としていましたが、市町村により罹災証明書が発行されている事業者については、災害発生日(令和5年6月2日)以降の事前(交付決定日以前の)着手を認めるものとします。

◆申請期間 第3期 令和5年7月3日(月)から8月17日(木)まで

◆申請方法 原則、WEBでの申請
※WEB申請が困難な場合は、郵送申請でも受け付けます。

◆詳細は事務局専用ポータルサイトをご確認ください。

<https://www.wakayama-rebuild.jp>

◆問合せ窓口 和歌山県事業再構築チャレンジ補助金事務局

T E L : 0 1 2 0 - 0 0 9 - 8 1 3

受付時間：午前9時から午後5時まで

休 日：土日祝